

議 第 6 1 号

令和6年10月24日

教職員異動方針の一部改正について

教職員異動方針の一部を別紙のとおり改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第5号の規定により、教育委員会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 教職員異動方針

熊本市教育委員会

本市教育委員会は、学校教育の充実振興を図るため、次の方針の下に異動を行う。

- 1 全市的視野に立ち、勤務実績に基づき計画的に適材を適所に配置する。
- 2 職員組織の適正化のため、人事交流を積極的に行う。
- 3 校長、園長及び教頭の人事については、指導運営能力等を総合的に勘案の上、適材を確保し、適所に配置する。
- 4 新規採用教職員については、適材を確保し、将来にわたっての育成も考慮しながら適所に配置する。

教職員異動方針 新旧対照表

改正後（案）	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">教職員異動方針</p> <p style="text-align: center;">熊本市教育委員会</p> <p>本市教育委員会は、学校教育の充実振興を図るため、次の方針の下に異動を行う。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 校長、園長、<b>副校長</b>及び教頭の人事については、指導運営能力等を総合的に勘案の上、適材を確保し、適所に配置する。</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">教職員異動方針</p> <p style="text-align: center;">熊本市教育委員会</p> <p>本市教育委員会は、学校教育の充実振興を図るため、次の方針の下に異動を行う。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 校長、園長_____及び教頭の人事については、指導運営能力等を総合的に勘案の上、適材を確保し、適所に配置する。</p> <p>4 略</p>	<p>令和6年度（2024年度）から必由館高等学校に副校長が配置されたことに伴う規定の整備</p>

## 教職員異動方針

熊本市教育委員会

本市教育委員会は、学校教育の充実振興を図るため、次の方針の下に異動を行う。

- 1 全市的視野に立ち、勤務実績に基づき計画的に適材を適所に配置する。
- 2 職員組織の適正化のため、人事交流を積極的に行う。
- 3 校長、園長、副校長及び教頭の人事については、指導運営能力等を総合的に勘案の上、適材を確保し、適所に配置する。
- 4 新規採用教職員については、適材を確保し、将来にわたっての育成も考慮しながら適所に配置する。